

スポーツ少年団活動について

1 スポーツ少年団とは

- 日本スポーツ少年団は、「スポーツの振興による青少年の身心の健全な育成」を目的として、昭和37年に(公財)日本体育協会が設立。個々のスポーツ少年団を基礎として、市町村、都道府県単位で組織されている。
- スポーツ少年団は、3歳以上の団員10名以上、20歳以上の有資格指導者2名以上での構成を要件としており、毎年、日本スポーツ少年団への登録が必要。

2 県内スポーツ少年団の現状と課題

- スポーツ少年団は、全市町で活動しているものの、登録団体数、団員数および指導員数ともに、減少傾向にある。
- 平成28年度に県スポーツ少年団が実施した「滋賀県スポーツ少年団調査」結果によると、団員減少の要因として、少子化、価値観の多様化、選択肢の拡充、家庭環境の変化、クラブチームへの移行、保護者の送迎負担などが挙げられている。
- 競技別団数および団員数は、いずれも複数の種目を行う「複合」が最も多く、以下「軟式野球」、「サッカー」、「バレーボール」、「バスケットボール」が上位を占めている。

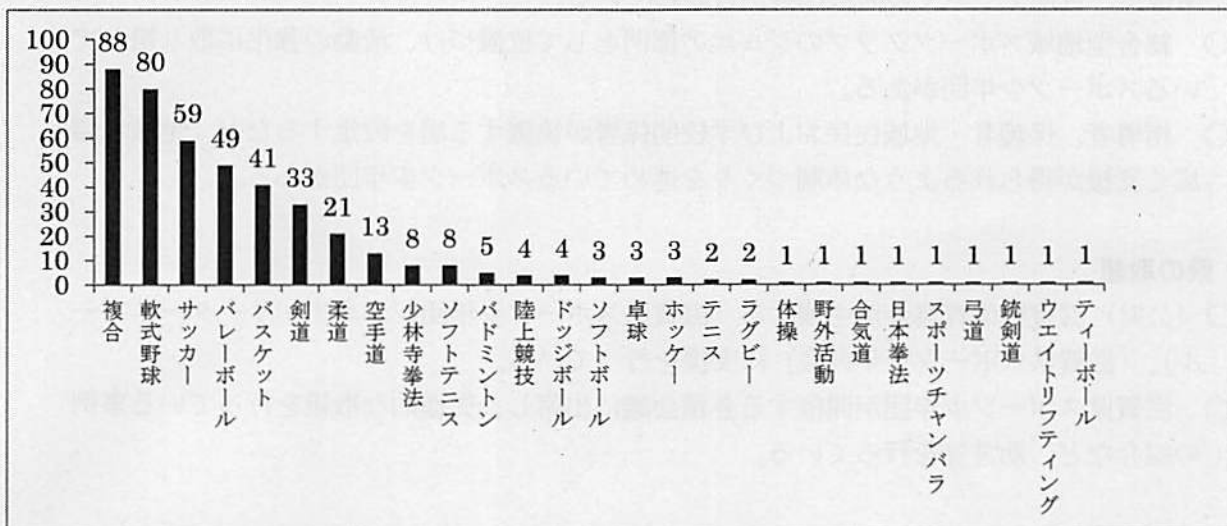
(出典)「(公財)日本体育協会 スポーツ少年団登録一覧(平成28年度)」

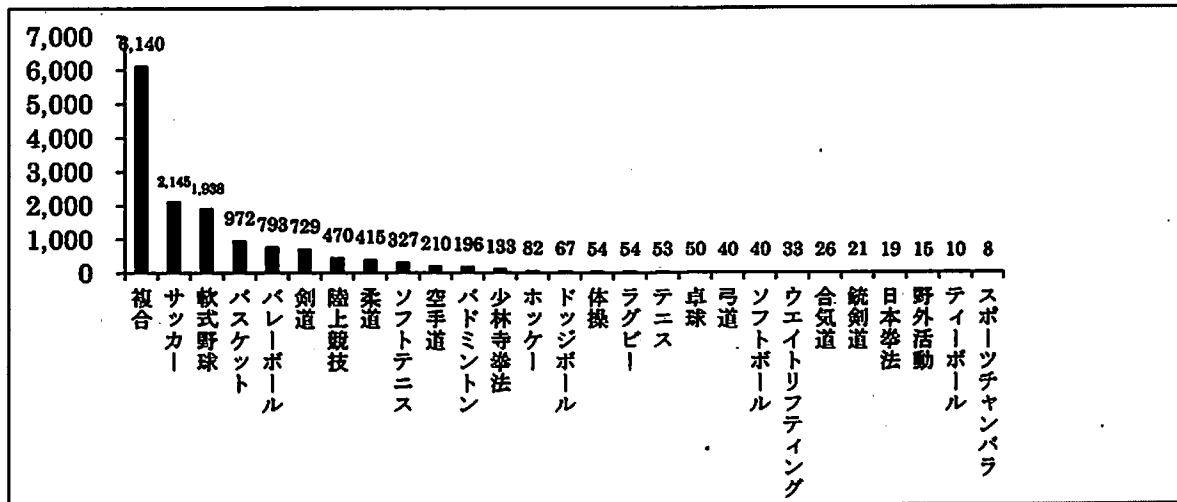
■滋賀県のスポーツ少年団にかかる団数、団員数、指導員数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H19対比	率
団 数(団)	517	519	517	498	490	484	469	465	450	444	△73	△14.1%
団員数(人)	20,221	19,838	19,479	19,071	18,239	17,264	15,882	15,211	14,826	15,217	△5,004	△24.7%
指導員数(人)	4,411	4,448	4,415	4,380	4,269	4,181	3,996	3,969	3,949	3,948	△463	△10.5%

■滋賀県の競技別団数 (H28年度)

【単位：団】





3 スポーツ少年団の活性化に向けた主体的な取組

(1) 団員減少に対する取組

- 平成 29 年度から、スポーツ少年団への登録年齢を「小学生以上」から「3 歳以上」に引き下げ、対象年齢の拡大を図った。
- 平成 26 年度に（公財）日本体育協会が策定した「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」を活用し、幼児と保護者を対象に、スポーツの楽しさを伝える取組を行っているスポーツ少年団がある。
- 募集ポスター・ビラ、ホームページを共同して作成することで、効率的、効果的な広報活動を行っているスポーツ少年団がある。

(2) スポーツ認定員確保のための取組

- 平成 27 年度からスポーツ少年団を指導する認定員の複数配置が義務化され、「認定員養成講習会」受講に向けた広報活動を強化している。
- （公財）日本体育協会の公認スポーツリーダー（ベーシック）資格をスポーツ少年団の認定員資格と同様の扱いとなるよう、検討が進められている。

(3) 地域での取組

- 競技力の向上や練習機会の確保を目的に、複数のスポーツ少年団による合同練習会の開催や、合同チームでの大会出場が行われている。
- 総合型地域スポーツクラブのジュニア部門として位置づけ、活動の強化に取り組んでいるスポーツ少年団がある。
- 指導者、保護者・地域住民および学校関係者が協議する場を設定するなど、地域で幅広く支援が得られるような体制づくりを進めているスポーツ少年団がある。

4 県の取組

- （公財）滋賀県体育協会が主催する「滋賀県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール」、「滋賀県スポーツ少年大会」に支援を行っている。
- 滋賀県スポーツ少年団が開催する各種会議に出席し、先進的な取組を行っている事例の紹介など、助言等を行っている。